

福岡市精神保健福祉センター

令和6年度

所 報

I 概要

1 精神保健福祉センターの目的	1
2 福岡市精神保健福祉センターの沿革	1
3 施設及び職員	2

II 事業実績

1 技術支援事業	3
(1) 保健福祉センター職員と精神科医との合同訪問指導事業	3
(2) 精神科医によるこころの健康相談への支援	3
(3) 事例検討会	3
(4) 講師派遣	4
(5) その他派遣	5
2 ひきこもり支援推進事業	6
(1) ひきこもり者を抱える家族及び当事者への支援	6
(2) 普及啓発	6
(3) 連携・会議など	7
(4) 成人期ひきこもり地域支援センター事業	7
(5) ひきこもりサポート事業	10
3 依存症対策推進事業	12
(1) 家族及び当事者への支援	12
(2) 普及啓発	14
(3) 人材育成	15
(4) 連携会議など	16
(5) 研究協力	17
(6) その他	17
4 自殺対策事業（自殺対策推進センター事業）	18
(1) 相談支援事業	18
(2) 人材養成事業	19
(3) 自殺未遂者支援事業	20
(4) 自死遺族支援事業	21
(5) 若年層、児童・生徒の自殺予防に資する教育の推進	21
(6) 関係機関との連携	21
5 相談事業	22
(1) 専門医師による面接相談	22
(2) 専門電話相談	22
6 人材育成	23
(1) 研修会	23
(2) 学生実習の受け入れ	23

7	普及啓発事業	24
	(1) 精神保健福祉啓発交流事業	24
	(2) 心の健康づくり等の市民講演会	25
	(3) 家族支援等に関する教室	25
8	組織育成	26
	(1) リメンバー福岡 自死遺族の集い	26
	(2) 当事者団体等への支援	26
9	精神障がい者支援体制の構築推進事業	26
	(1) 精神障がいに対応した地域包括ケアシステム検討部会	26
10	関係機関との会議	27
11	精神医療審査結果	28
12	自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定	29
13	調査研究事業	30

Ⅲ 資料

1	精神保健福祉センター運営要領	37
2	福岡市精神保健福祉センター条例	41
3	福岡市精神保健福祉センター条例施行規則	42

I 概 要

1 精神保健福祉センターの目的

(1) 施設の目的

精神保健福祉分野の専門的中枢機関として、市民の心の健康に関する相談や知識の普及、精神障がい者とその家族への相談支援や社会復帰の促進、保健所、関係機関等に対しては技術支援や連絡調整を行う。

(2) 根拠法令

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）第6条

都道府県（平成8年度から指定都市についても規定）は、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関（以下「精神保健福祉センター」という。）を置くものとする。

(3) 条 例

福岡市精神保健福祉センター条例（平成12年11月1日施行）

2 福岡市精神保健福祉センターの沿革

平成3年度 「精神保健対策に関する提言」（精神保健対策検討委員会）

こころの健康づくりシステムの中核的役割を課す施設が必要

4年度 精神保健対策協議会（関係局部長会議）

5年度 センター構想策定準備委員会

7年度 構想策定小委員会

8年度 基本構想策定委員会「センター基本構想に関する提言」策定

9年度 市精神保健福祉審議会専門部会「センター基本計画に関する提言」

11年度 10月～3月 施設設計委託

12年度 6月～9月 改修工事・設備整備

9月1日 開設準備担当部長発令

10月1日 職員配置

11月1日 開所

14年度 社会復帰担当嘱託員配置

19年度 障害者自立支援法施行に伴い事務職員増

21年度 主査（自殺対策推進担当等）配置

22年度 ひきこもり成年地域支援センター（よかよかルーム）開設

25年度 副所長配置、事務所移転（あいれふ6階から3階へ）

自殺予防情報センター開設（自殺対策係長、嘱託員配置）

30年度 「自殺予防情報センター」を「自殺対策推進センター」に名称変更

〔国 の 動 向〕

H5：「障害者基本法」成立（精神障がい者を障がい者として位置づけ）

H7：「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」への改正

H8：「障害者プラン」策定

H9：「精神保健福祉法」制定

H12：「精神保健福祉法」改正

H18：「障害者自立支援法」施行

H18：「自殺対策基本法」施行

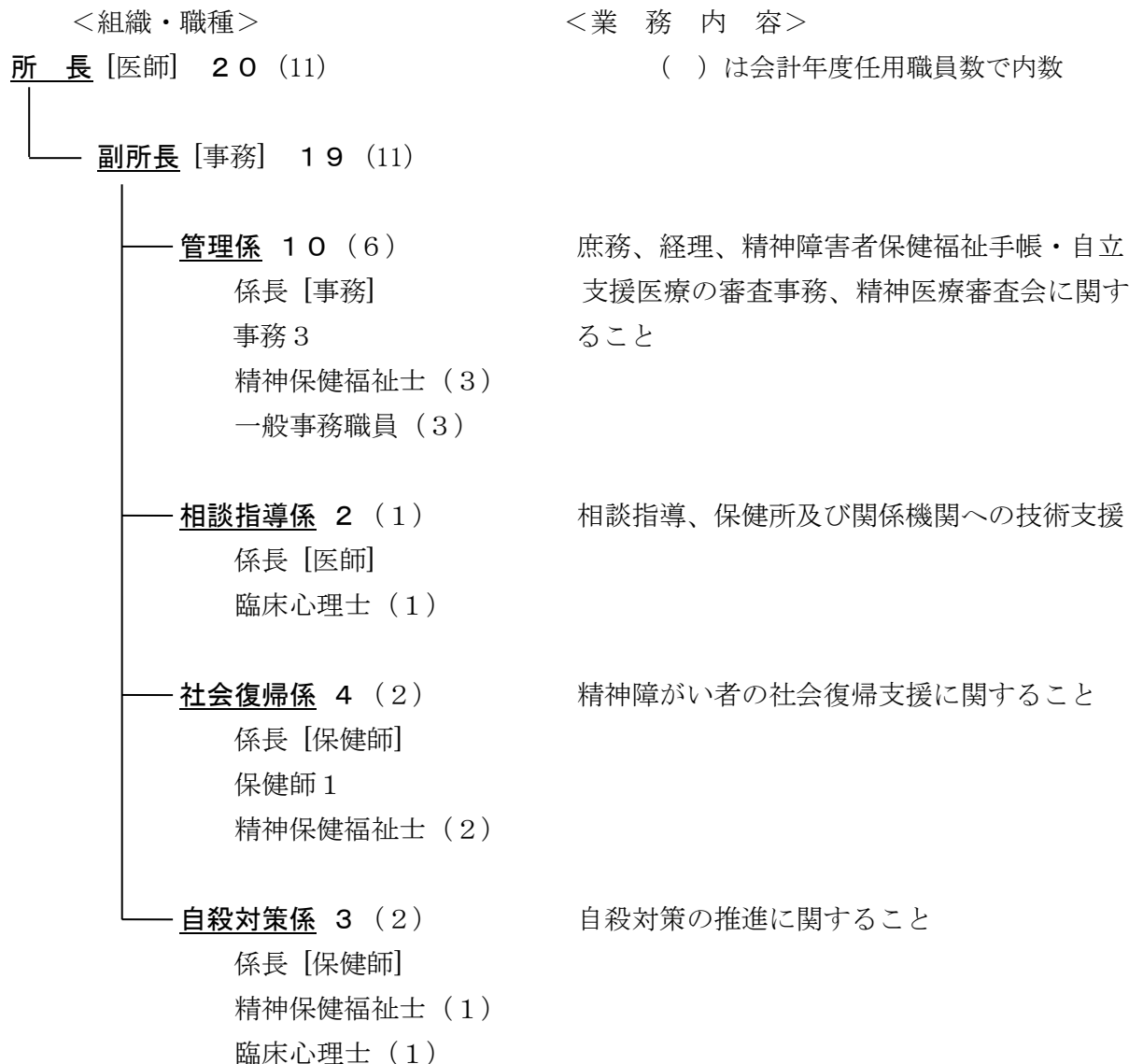
H25：「総合支援法」施行

3 施設及び職員

(1) 施設の概要

- 位 置 福岡市中央区舞鶴2丁目5-1
あいれふ3階西側
- 名 称 福岡市精神保健福祉センター
- 専用面積 約369.09㎡
- 室 名 事務室、所長室、ミーティングルーム、相談室、電話相談室、
よかよかルーム（ひきこもり成年地域支援センター）、倉庫

(2) 組織及び職員（令和7年5月1日現在）



Ⅱ 事業実績

1 技術支援事業

保健福祉センターとの合同訪問や処遇困難事例の対応等についての事例検討、関係機関・団体が実施する精神保健福祉に関する研修会等へ当センターより職員の派遣を行っている。

(1) 保健福祉センター、保健所職員と精神科医との合同訪問指導事業

保健福祉センターの相談ケースで、精神科の医療未受診者または治療中断者に対して、保健福祉センター職員と当センター医師が合同訪問を行っている。

	東	博多	中央	南	城南	早良	西	合計
実件数	0	1	0	1	0	0	0	2
延件数	0	1	0	1	0	0	0	2

(2) 精神科医によるこころの健康相談への支援

月1回、保健福祉センター、保健所が実施するこころの健康相談に相談医として従事している。

	東	中央	南	早良	西	合計
回数	4	5	7	7	3	26
相談件数	5	6	8	11	3	33

※博多区と城南区は相談医従事の割り振りなし。

(3) 事例検討会

関係機関等からの依頼等により、精神障がい者の家庭訪問事例や処遇困難事例の検討会に当センター医師が参加し、治療や対応等に関する助言指導を行っている。

① 各区との検討会

	会議名	月 日	内 容
東	精神障がい者 訪問事例検討会	3月3日(月)	「家庭訪問事例検討 4 ケース」 精神保健福祉センター医師
博多	精神障がい者 訪問事例検討会	3月18日(火)	「家庭訪問事例検討 15 ケース」 精神保健福祉センター医師
中央	精神障がい者 訪問事例検討会	3月18日(火)	「家庭訪問事例検討 4 ケース」 精神保健福祉センター医師
南	精神障がい者 訪問事例検討会	3月14日(金)	「家庭訪問事例検討 28 ケース」 精神保健福祉センター医師
城南	精神障がい者 訪問事例検討会	3月4日(火)	「家庭訪問事例検討 33 ケース」 精神保健福祉センター医師
早良	精神障がい者 訪問事例検討会	2月10日(月)	「家庭訪問事例検討 33 ケース」 精神保健福祉センター医師
西	精神障がい者 訪問事例検討会	2月14日(金)	「家庭訪問事例検討 19 ケース」 精神保健福祉センター医師

② 関係機関との検討会 (個別支援に関するケア会議)

月 日	依頼	内 容
6 月 17 日 (月)	城南区健康課・ 基幹相談支援センター	50 代男性 1 ケース
7 月 10 日 (水)	西区子育て支援課	ひとり親 (父) 家庭の 10 代女兒 1 ケース
8 月 6 日 (火)	西区子育て支援課	スクールソーシャルワーカーとの合 同研修・スーパービジョン

(4) 講師派遣

① 関係課からの依頼による講演

	月 日	開催地	内 容	参加数	対象
市	動画配信	-	動画配信 うつ予防教室 「うつ病の予防と対処法について」 精神保健福祉センター医師	—	市民等
	8 月 16 日 (金)	中央区	精神保健家族講座 「こころの病気について」 精神保健福祉センター医師	11	家族等
	9 月 6 日 (金)	東区	東区保健福祉家族講座 「統合失調症の理解① ～症状と治療について～」 精神保健福祉センター医師	11	家族等
	9 月 30 日 (月)	南区	こころの病家族教室 「統合失調症の症状と治療について」 精神保健福祉センター医師	5	家族等
市	11 月 29 日 (金)	西区	西区精神保健家族講座 「統合失調症の理解 症状や治療について」 精神保健福祉センター医師	12	家族等
	1 月 7 日 (火)	博多区	博多区精神保健福祉家族講座 「統合失調症の症状と治療について」 精神保健福祉センター医師	11	家族等
	1 月 24 日 (金)	博多区	「働く世代の自殺予防 ～うつ病予防やメンタルヘルスケア その他対応方法等について～」 精神保健福祉センター医師	10	市民等
早良	6 月 19 日 (火)	早良区	こころの病家族教室 「統合失調症の症状と治療について」 精神保健福祉センター医師	12	家族等

※令和 6 年 7 月 1 日より保健所一元化のため、区における家族教室は
保健所精神保健・難病対策課所管

② 他機関からの依頼による講演

月 日	主 催	内 容	参加数	対象
10月11日(金)	福岡地方 裁判所	要配慮者対応研修 「目に見えない心の障害への配慮」 精神保健福祉センター医師	28	福岡地裁 職員
1月21日(火)	福岡保護 観察所	薬物事犯者の引受人会 「薬物依存症について ～支援者のための教室～」 精神保健福祉センター医師	18	引受人 及び担当 保護司

③ 出前講座

月 日	主 催	内 容	参加数	対象
2月28日(金)	博多障が い者 フレンド ホーム	「精神障がいの理解と対応」 精神保健福祉センター医師	10	職員

(5) その他派遣

① 教職員身体検査審査会

精神保健福祉センター医師

② 市民病院職員衛生審査会

精神保健福祉センター医師

③ 保健医療局精神保健・難病対策課の依頼による派遣

派遣者	回数
精神保健福祉センター医師	34

2 ひきこもり支援推進事業

ひきこもりに関する啓発を目的とした市民講演会や家族を対象にした家族教室、関係機関の連携会議を開催。また、成人期ひきこもり地域支援センター事業等を行っている。

(1) ひきこもり者を抱える家族及び当事者への支援

① 家族支援

ひきこもり家族教室

【対象】 ひきこもりの問題を抱える家族 【場所】 あいれふ
 【時間】 14:00～16:00 【プログラム】 CRAFT
 【講師】 精神保健福祉センター 精神保健福祉士・臨床心理士・保健師

月 日			内 容	参加数	
	前期	後期		前期	後期
1	5/15	11/13	「ひきこもりについて」	8	3
2	6/12	12/11	「ポジティブなコミュニケーションを身につけよう」	4	1
3	7/10	1/15	「行動の分析・望ましい行動を増やす」	7	3
4	8/7	2/12	「先回りをやめ、望ましくない行動をへらす」	6	2
5	9/11	3/12	「家族の生活を豊かにする・まとめ」	6	3
計 10 回				43	

② ひきこもりカンファレンス

医療機関、ひきこもり地域支援センター（よかよかルーム）、精神保健福祉センターによる事例検討会及び相互連携のための情報交換を2か月に1回開催

内 容	場 所
4/12、6/14、8/9、10/4、12/13、2/21（6回）	福岡市精神保健福祉センター

(2) 普及啓発

ひきこもり市民講演会

【対象】 市民、行政機関、関係機関など 【場所】 舞鶴庁舎

日 時	内 容	参加数
10月11日(金) 14:00～16:00	講演「ひきこもりと発達障がいに関連について」 講師 九州大学大学院医学研究院 加藤 隆弘氏	107

(3) 連携・会議など

月 日	内 容
6 月 26 日 (水)	ひきこもり地域支援センター実務者等連絡会
2 月 12 日 (水)	思春期相談関連懇話会

(4) 成人期ひきこもり地域支援センター事業

成人期ひきこもり者の支援を充実させるため、支援の核となる「ひきこもり地域支援センター」を設置し、相談支援体制の確保を推進し、当事者の自律を図る。

(平成 22 年 10 月開設)

① 開設日

月～金曜日：10：00～17：00（祝日・年末年始を除く）第 1 火曜日のみ 12：00～19：00

② 場所 あいれふ 3 階

③ 対象者 福岡市内に居住する概ね 20 歳以上の当事者又はその家族など

④ スタッフ

ひきこもり支援コーディネーター 3 名 事務補助 1 名

(職種) 公認心理師・看護師・社会福祉士・キャリアコンサルタントなど

⑤ 事業運営 NPO 法人 JACFA に事業委託

⑥ 事業内容

ア 相談事業

対象者からの電話、来所(面接)又は必要に応じて訪問等の相談に応じ、適切な助言を行うとともに、対象者の相談内容等に応じて、医療・保健・福祉・教育・労働等の適切な関係機関へつなぐ。

(7) 相談実績

	相談 延件数 (実)	相談者内訳 (延人数) (※)								計
		本人	親	兄弟 姉妹	その 他 親族	友人 知人	関係 機関	その 他	不明	
電話相談	835	358	328	47	45	3	46	6	6	839
来所相談	1,069 (230)	477	722	43	15	0	23	0	0	1,280
訪問相談等	65 (28)	48	41	1	6	0	43	3	0	142
オンライン 相談	9 (2)	9	1	0	0	0	0	0	0	10
その他 (メール・手紙)	16 (12)	12	4	0	0	0	0	0	0	16
計	1,994 (272)	904	1,096	91	66	3	112	9	6	2287

※来所相談で本人と両親が一緒に来所した場合は、来所者をそれぞれ計上（本人 1 親 2）

イ 情報発信

ひきこもりに関する普及啓発を図り、精神保健福祉センター利用及び地域の関係機関・関係事業に係る広報・周知を行うなど、ひきこもり支援に係る情報発信に努める。

- ①ちらしの作成及び配付（相談案内、情報紙など）
- ②ホームページ、ブログの作成

ウ 関係機関との連携体制の構築

対象者の相談内容に応じた適切な支援を行うことができるよう、医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関からなる支援者ネットワーク会議を開催し、各機関間で恒常的な連携が確保できるように努める。

【福岡市ひきこもり支援者等ネットワーク会議】

日 時	内 容	参加数
10月2日(水) 14:00～16:00	・よかよかルームの活動について ・事例紹介 ・出張ひきこもり相談会について ・グループワーク 「ひきこもり当事者と家族の高齢化について」	42
1月27日(月) 10:00～12:00	市障がい者基幹相談支援センターの各区基幹相談支援センターとのひきこもり支援機関との連携会議共催 ・よかよかルームの今年度の地域での取り組みの紹介 ・事例検討	24

【構成団体】

ひきこもり地域支援センター	ひきこもり成年地域支援センター	よかよかルーム
民間団体	福岡「楠の会」	／特定非営利活動法人 JACFA
就労関係	福岡若者サポートステーション	
保健医療関係	九州大学精神神経科	
支援機関	市社会福祉協議会	／区社会福祉協議会事務所
相談機関	市障がい者基幹相談支援センター	／区障がい者基幹相談支援センター
行政機関	こども総合相談センター	／市精神保健福祉センター
	市保健所精神保健・難病対策課	／福祉局地域包括ケア推進課

エ ピアサポーター養成講座

平成31年にピアサポーター養成講座を開始。

受講後ピア活動として、個別面談での同席やグループ活動のサポートを実施している。

講座名	回数	参加数
ピアサポーター養成講座（初級編）	5	10
ピアサポーター養成講座	11	11

オ 当事者への支援

(7) STUDIOUS(ステュディオス) 平成22年11月開始

ひきこもり成年の集いを実施している。

場所：あいれふ 定員：10名程度

グループ名	対象	日程	内容	回数	参加数
Aグループ	初めての方	木曜日 13:30～14:30	近況報告、 テーマトークなど	48	86
Bグループ	グループ活動に 慣れてきた方	第2火曜日 14:00～16:00	フリートーク、 ゲームなど	11	46
40代以上の グループ	40代以上の方	奇数月第1火曜日 14:00～16:00	フリートークなど	5	5

(4) とろっこ(居場所)

平成25年4月より、居場所活動を実施。

対象：概ね20歳以上で利用登録をしている方

開設日：月～金曜日 10:00～17:00(祝日・年末年始は休み)

利用者数：819人

カ ひきこもり家族への支援

(7) グループ支援

グループ名	日程	回数	参加数
家族懇話会	偶数月第2水曜日	3	10
家族セルフケアプログラム	偶数月第3月曜日	6	68

(4) 東区での家族学習会

地域の役員よりひきこもりの家族を抱える家族支援の要望があり、同様の相談を受けていた「いきいきセンター」との連携により団地集会所で令和3年10月に家族学習会を試行的に開催。令和4年度から月1回定期開催。

名称	日程	場所	回数	参加数
よろい坂の集い	第4火曜日午後	鎧坂団地 集会所	7	14

キ 各区への支援、地域ネットワークづくり

地域支援員を配置し、関係機関と連携した相談支援を行うとともに、啓発や地域の様々な社会資源の開拓を図る。

(7) 周知・啓発

障がい者基幹相談支援センター、区社会福祉協議会、区保護課などでの、ひきこもり支援への理解周知や「よかよかルーム」の活動紹介を実施。

(イ) 連携

会議名	参加機関
西区第3地域包括支援センター 情報交換会	西区内いきいきセンター、西区第1・2障がい者基幹 相談支援センター
西第5圏域連携会議	民生委員、地域孤立防止センター、社会福祉協議会、 圏域ケアマネージャー、障がい者基幹相談支援センタ ー、西区役所、いきいきセンターなど
第1回ちゅうちゅうネット 研修会	中央区基幹相談支援センター、中央区の訪問看護ステ ーション、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、 スクールソーシャルワーカーなど
博多第8圏域連携会議	東吉塚・吉塚地区会長など地区代表、医療機関、薬局、 居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、区社会福祉協 議会、基幹相談支援センター、博多区役所など
障がい者機関相談支援センター 中央区部会	中央区基幹相談支援センター、区部会委員
西区3センター会議	西区8カ所いきいきセンター、基幹相談支援センター

(5) ひきこもりサポート事業

ゲーム依存等の問題を併せ持つ当事者や家族等に対し、適切な支援を行うため、「ゲーム依存等に対応したひきこもりサポート事業」を実施し、ゲーム依存等の問題を併せ持つ当事者が家庭以外の居場所を見つけ、ゲーム等の依存からの回復や本人の自立を推進するとともに、その家族等の福祉の増進を図ることを目的とする。

① 開設日

毎週水曜日・木曜日・金曜日・土曜日：10：00～16：00

② 開設場所

カウンセリングスペースやどろぎ

③ 事業対象者

福岡市内に居住する、ゲーム依存等の問題を併せ持つ概ね15歳以上のひきこもり
本人及び家族等

④ 配置スタッフ

ひきこもり相談や依存症等の相談に従事した経験を持つ専門相談員

⑤ 事業運営

特定非営利活動法人ジャパンマック福岡に事業委託

⑥ 事業内容

ア 電話及び面接相談

(7) 相談実績

	相談 延件数 (実)	相談者内訳（延人数）（※）								
		本人	親	兄弟 姉妹	その 他 親族	友人 知人	関係 機関	その 他	不明	計
電話相談	107	23	63	0	4	1	18	6	0	115
来所相談	382 (75)	294	205	13	5	2	1	5	0	525
オンライン 相談	13 (5)	8	5	0	0	0	2	0	0	15
その他 (メール・手紙)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	502 (80)	325	273	13	9	3	21	11	0	655

※来所相談で本人と両親と一緒に来所した場合は、訪れた相談者をそれぞれに計上（本人1と親2）

イ 居場所の設置

日程：毎週水曜日・金曜日・土曜日 9：00～13：00

本人向けグループとして、ネット依存予防プログラム、自分勉強会、感情の整理プログラム、時間管理プログラムを実施。

ウ 当事者プログラム・家族学習会の開催

(7) 当事者プログラム

a. 実施回数・参加人数（延）

回数	男	女	計
24	71	0	71

b. 年齢別（実）

	10代	20代	30代	40代以上	不明	計
男	0	11	0	0	0	11
女	0	0	0	0	0	0
計	0	11	0	0	0	11

(4) 家族学習会

a. 実施回数・参加人数（延）

回数	男	女	計
6	10	2	12

b. 続柄（実）

	親	配偶者	その他	計
男	0	0	0	0
女	6	0	0	6
計	6	0	0	6

3 依存症対策推進事業

平成 27 年度から本格的に薬物依存専門相談や当事者・家族を対象とした教室を実施するなど、より専門的な相談支援体制を整えた。また、支援者向け専門研修や関係機関との連携会議の開催、当事者グループへの支援、依存症に関するオリジナルリーフレットの作成・関係機関等への配布などを通して、啓発や連携強化に向けての取り組みを推進した。

(1) 家族及び当事者への支援

① 家族への支援

ア 依存問題（アルコール・薬物等）で悩む家族のための教室

【対象】アルコールや薬物等の依存問題を抱える家族 【場所】 あいれふ

【時間】 14:00～16:00

【プログラム】 CRAFT

月 日			内 容	参加数		
4/17	8/21	12/4	依存症とは	4	1	5
5/8	9/4	12/18	家族の対応 ポジティブなコミュニケーション①	3	1	4
5/22	9/18	1/8	家族の対応 ポジティブなコミュニケーション②	2	1	5
6/5	10/2	1/22	家族の対応 望ましい行動を増やす方法	3	1	5
6/19	10/16	2/5 (中止)	家族の対応 望ましくない行動をへらす方法	3	2	
7/3	11/6	2/19	セルフケア・まとめ	2	0	3
計 17 回				45		

イ ギャンブル依存問題を抱える家族のための会

【対象】 ギャンブル依存症問題を抱える家族の方

【場所】 あいれふ

【時間】 14:00～16:00

月 日	内 容	参加数
6 月 10 日(月)	① ギャンブル依存症について 福岡市精神保健福祉センター ② 家族の回復には繋がり続けること ギャンブル依存症家族の会福岡 伏谷 園夏 ③ ギャンブル家族会について ギャンブル依存症家族の会福岡 村田 磨美	20
9 月 9 日(月)	① ギャンブル依存症について 福岡市精神保健福祉センター ② 息子とわたし～それぞれの仲間と共に～ ギャンブル依存症家族の会福岡 森 みき子 ③ ギャンブル家族会について ギャンブル依存症家族の会福岡 村田 磨美	23
12 月 9 日(月)	① ギャンブル依存症について 福岡市精神保健福祉センター ② 家族体験談 ギャンブル依存症家族の会福岡 坂本 祥子 ③ ギャンブル家族会について ギャンブル依存症家族の会福岡 村田 磨美	35
計 3 回		78

② 当事者への支援

ア 薬物依存症者回復支援プログラム

【対象】 薬物使用をやめたい（やめ続けたい）本人

【場所】 あいれふ

【時間】 10:00～11:30 【プログラム】 当センター作成のワークブック（SMARPP）等

月 日	内 容	参加数
4 月 12 日(金)	再発を防ぐためには	1
4 月 26 日(金)	自分の気持ちに気づく	2
5 月 10 日(金)	引き金と欲求	2
5 月 24 日(金)	お互いを大事にするコミュニケーション、ポジティブなコミュニケーション	1
6 月 14 日(金)	自分の考え方のクセを知り、考え方を変えてみよう	4
6 月 28 日(金)	楽しみをみつける	2
7 月 12 日(金)	依存症ってどんな病気？	1
7 月 26 日(金)	—	0

8月9日(金)	お互いを大事にするコミュニケーション、ポジティブなコミュニケーション	1
8月23日(金)	あなたのまわりにある引き金(外的な引き金)	2
9月13日(金)	—	0
9月27日(金)	あなたのなかにある引き金(内的な引き金)	1
10月11日(金)	これからの生活のスケジュールをたててみよう	1
10月25日(金)	再発を防ぐには	1
11月8日(金)	回復のために～信頼、正直さ、仲間～	3
11月22日(金)	回復のために～信頼、正直さ、仲間～	2
12月13日(金)	ストレスについて	2
12月27日(金)	フリートーク “現在の生活について”	2
1月10日(金)	去る年・来る年	2
1月24日(金)	—	0
2月14日(木)	いろいろな薬物について	2
2月28日(金)	セルフケア	2
3月14日(金)	いろいろな薬物について	2
3月28日(金)	強くなるより賢くなれ	4
計 24回		40

イ 「薬物依存離脱指導」講師派遣

【場所】福岡拘置所

【内容】精神保健福祉センターやジャパンマック福岡等の相談及び支援機関の紹介

【日程】6/25、10/3

(2) 普及啓発

① 依存症市民講演会

【場所】舞鶴庁舎

日 時	内 容	参加数
11月14日(木) 14:00～16:00	講演「SOSを出せない若者たち ～オーバードーズについて考える～」 講師：肥前精神医療センター精神科医師 宇佐美 貴士 氏	76

② パネル展などの啓発

月 日	内 容
5月13日(月) ～27日(月)	ギャンブル等依存症問題啓発週間 5/14～5/20 1 ギャンブル依存症等パネル展 場所：あいれふ 協力：全国ギャンブル依存症家族の会・福岡 ※パネルの写真をホームページに掲載 2 ギャンブル依存症家族の会相談会 日時：5月13日、20日、27日
11月10日(日) ～16日(土)	アルコール関連問題啓発週間 11/10～11/16 1 アルコール関連問題啓発週間 特設ホームページの作成と掲載 ※福岡市LINE公式アカウントで、特設ホームページの案内

(3) 人材育成

依存症支援者研修

依存症問題に関する基本的な概要や対応方法について学び、依存症に理解のある支援者を育成し、依存症の支援体制の充実を図ることを目的に、令和4年度から依存症支援者研修を開始。

【対象】支援機関、相談機関、行政等

日 時	内 容	参加数
7月5日(金)	講演「薬物依存症 ～市販薬や処方薬を生き辛さの対処に使う 若者の理解～」 講師：肥前精神医療センター 精神科医師 宇佐美 貴士氏 講演「自殺企図者における市販薬の使用について」 講師：福岡大学病院 精神神経科医師 増田 将人氏 (参加内訳) 精神科病院、障がい者基幹相談支援センター、 障がい福祉サービス事務所、行政機関など	118

(4) 連携会議など

① 福岡市依存症支援者連携会議

市内における依存症支援に関わる医療・保健・福祉・司法・労働等関係機関や回復支援施設、自助グループなどの民間支援団体からなるネットワーク会議として開催。

【場所】ふくふくプラザ

日 時	内 容	参加数
9 月 5 日(木) 19:00～20:30	大麻使用者の実情や課題 講演「大麻使用者の実情や課題について」 講師：福岡拘置所統括矯正処遇官 伊東氏 福岡拘置所教育専門官 比嘉氏 福岡拘置所看守部長 山田氏	31
2 月 6 日(木) 19:00～20:30	依存症回復支援センター エールと共催 ・「福岡県弁護士会よりそい弁護士制度について」 福岡県弁護士会 ・「摂食障がい者の事例検討」 依存症回復支援センター エール	35

【参加団体】

医療機関	うえむらメンタルサポート診療所／雁の巣病院／倉光病院／ 福岡県立精神医療センター太宰府病院／向陽台病院／ 不知火クリニック／天神心療クリニック／福岡市薬剤師会
司法関係	福岡県弁護士会／福岡県司法書士会／福岡検察庁／福岡拘置所／ 筑紫少女苑／福岡保護観察所／梅香寮／福正会／保護司会連絡協議会／ 福岡更生保護協会／福岡県地域定着支援センター／ 九州厚生局麻薬取締部
回復支援施設	NPO 法人九州DARC／ジャパンマック福岡／北九州マック／ NPO 法人依存症リハビリ施設フリーダム／NPO 法人 PLANET／ グループホームさいかい香椎／依存症回復支援センター エール
自助グループ	福岡アディクションフォーラム実行委員会
行政機関	福岡市保健所精神保健・難病対策課／福岡市精神保健福祉センター／ 福岡県精神保健福祉センター／ 福岡市障がい者基幹相談支援センター

② 関係機関との会議など

月 日	内 容
9 月 13 日 (金)	ジャパンマック福岡 運営委員会
11 月 8 日 (金)	
1 月 10 日 (金)	
7 月 10 日 (水)	福岡県若者自立相談・支援機関連携会議
10 月 16 日 (水)	依存症者回復支援センターエール検討委員会 ※2/6 は福岡市依存症支援者連携会議と共催
2 月 6 日 (木)	
9 月 9 日 (月)	再乱用防止支援事業に関する勉強会（九州厚生局麻薬取締部）
3 月 7 日 (金)	

(5) 研究協力

厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）「再犯防止推進計画における薬物依存症者の地域支援を推進するための政策研究」（松本研究班）

「保護観察の対象となった薬物依存症者のコホート調査システムの開発とその転帰に関する研究」

内 容	場 所	回数
コホート調査会議 (Fukuoka Voice Bridges Project 会議) 4/16	福岡市精神保健福祉センター 保護観察所	1

(6) その他

F C A C（依存症勉強会）

【目的】アディクション診療技術の向上や、連携強化を目的に研修会を行う。

【対象】アディクションの診療や相談を行う医療・福祉・行政の支援者

【事務局】うえむらメンタルサポート診療所内

【日程】5/23、8/22、11/28、2/27

4 自殺対策事業（自殺対策推進センター事業）

福岡市自殺対策総合計画に基づき、「様々な分野におけるゲートキーパーの養成と支援」「自殺未遂者支援、自死遺族支援の強化」「若年層、児童生徒への自殺予防に資する教育の推進」「女性特有の視点を踏まえた自殺対策」の4つを重点事業として実施している。また、自殺対策の中心的な役割を担う機関として、精神保健福祉センター内に「福岡市自殺対策推進センター」を設置している。

(1) 相談支援事業

① 自殺に関する相談

専用電話回線により、自殺を考えるほど悩んでいる本人やその支援者等からの相談に対応している。

受付時間：平日 10:00～16:00（祝日・年末年始を除く）

ア 電話相談

件数（延べ数）	1,967
（うち自死遺族）	730

相談者は8割が当事者本人である。以下、親、支援者、配偶者、友人知人と続く。相談者の男女比は、3：7。年代別では50歳代がもっとも多く、続いて40歳代、30歳代、60歳代である。

相談内容では健康問題が最も多く、経済・生活問題、家庭問題と続いている。

イ 面接相談

電話相談後、状況に応じ面接相談を行っている。

件数（延数）	27
（うち自死遺族）	6

② こころと法律の相談会（面接・電話相談）

弁護士、司法書士など法律家と精神保健福祉士、臨床心理士、社会福祉士等のこころや生活支援の専門職が同席し、相談に対応している。

日 時	方法	会 場	件数
9月27日（金） 10:00～16:00	面接	あいれふ 研修室	4
	電話	あいれふ3階 電話相談室	0
3月5日（水） 10:00～16:00	面接	あいれふ 研修室	4
	電話	あいれふ3階 電話相談室	1

③ 市販薬依存・ゲーム依存相談ダイヤル

自殺と関連の高いゲーム依存、市販薬・処方薬依存の問題を持つ若者本人や家族等を対象とした相談電話を令和5年7月に開設。

受付時間：水・土曜日 10:00～13:00、月・第1土曜日 17:00～20:00

件数（延数）	ゲーム	市販薬等	その他
52	7	24	21

④その他

全国一斉こころの健康相談統一ダイヤル参加（9月、3月）
自殺予防週間、自殺対策強化月間中の9月7日（土）・8日（日）、3月15日（土）
・16日（日）に自殺に関する相談を拡充実施した。

(2) 人材養成事業

①ゲートキーパー養成研修

対象の特性に応じて、ゲートキーパー養成研修を実施した。

対 象	回 数	参加数
市民・企業	8	241
学生	6	192
専門職、支援者	7	985
教職員	5	1,700
計	26	3,118

②精神保健福祉関係者等うつ病対応力向上研修

身近な薬局でのうつ病の早期発見、精神科医療機関と薬局との連携による一層の自殺対策の推進を図ることを目的として、薬剤師に対し、うつ病等精神疾患に関する研修を実施している。

日 時	内 容	参加数
2月14日（金） 19:30～21:00	「うつ病対応力向上研修会」 飯田 仁志 氏（福岡大学病院）	154 （WEB 124 対面 30）

③ 自殺予防キャンペーン（9月自殺予防週間、3月自殺対策強化月間）

ア パネル展示の開催

自殺予防に関する啓発資材を展示

【場所】 あいれふ1階

【日時】 ①9月2日（月）～9月19日（木）

②3月10日（月）～3月31日（月）

イ 市政だより、公民館だよりで広報

ウ デジタルサイネージ スポットCM（15秒）放映

エ ポートタワーライトアップ

オ 福岡市LINE

キャンペーン案内とスポットCMをタイムラインに掲載

カ ポスターの掲示

地下鉄掲示板、地下通路掲示板、大学の学生相談室などに掲示

キ カード、リーフレット配布

通信制高校連絡協議会加盟校への送付

関係機関、大学への送付、学生相談室に設置

西鉄天神大牟田線の駅（3駅）の洗面所に自殺予防カード設置

ク こころと法律の相談会

ケ 自殺に関する相談電話の拡充

コ 身近な自殺問題 ～福岡市フォーラム 2024～

【対象】 市民

【場所】 あいれふ

日 時	内 容	参加数
9月10日（火） 14:00～16:00	講演 「星野概念さんと村瀬孝生さんのトークライブ ～いばしょがあるっていいよね～」 星野 概念 氏（精神科医） 村瀬 孝生 氏（福岡ひかり福祉会理事）	117

④ メンタルヘルス対策セミナー

福岡労働局・労働基準監督署、福岡産業保健総合支援センター、全国健康保険協会福岡支部、福岡県、福岡市、北九州市、久留米市が協力し実施している。

【対象】 福岡地区事業場の健康管理担当者等

【場所】 西市民センター

日 時	内 容	参加数
7月2日（火） 13:30～16:00	講演 「職場におけるメンタルヘルス対策」 高橋 美紀 氏（福岡産業保健総合支援センター）	105

(3) 自殺未遂者支援事業

① 救急隊とのネットワーク事業

福岡市消防局との連携により、自傷を繰り返すケースや治療に繋がり難い自殺未遂者を適切な医療や相談窓口につなぐことを目的に、救急隊とのネットワーク事業を行っている。

② 救急病院との連携事業

自殺未遂者支援における救急病院との連携強化を図るため、救急病院の自殺未遂者へ支援の現状把握、自殺予防相談等の活用促進を目的として救急病院へ情報提供している。

③ 自殺未遂者支援者研修

自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぎ、自殺を予防することを目指し、救命救急や精神科医療を中心とした医療機関の従事者の他、自殺の危険性が高い人の相談支援に従事する人等を対象に、自殺未遂者や自殺の危険性が高い人への適切な対応・支援のために必要な知識及び技術の習得を図ることを目的にしている。

【対象】 医療機関で自殺未遂者の支援にかかわる方など

【場所】 あいれふ

日時	テーマ	参加数
11月11日（金） 14:00～16:00	「自殺ハイリスク者への対応 ～支援につなげるために～」 精神科医 衛藤 暢明 氏 (福岡大学医学部精神医学教室)	13

(4) 自死遺族支援事業

① 自死遺族法律相談（福岡県弁護士会共催事業）

毎月1回（第1水曜日 13:00～16:00）、弁護士、臨床心理士等が同席し、自死遺族が抱える法律や心の問題に対応している。

実 施 期 間	件 数	
令和6年4月～令和7年3月	面接	11
	電話	2
		13

② リメンバー福岡 自死遺族の集い

リメンバー福岡自死遺族の集いにおける会場の確保・広報・連絡調整・集い当日の運営サポート、自死遺族からの要望に応じてメッセージ集の送付を行っている。

令和2年度よりオンラインも取り入れ、奇数月に対面、偶数月にオンラインで集いを開催している。

【日程】第4日曜日

【場所】あいれふ 視聴覚室等

(5) 若年層、児童・生徒の自殺予防に資する教育の推進

① 自殺予防教育推進のための指導者研修会

学校内において教員の相談役や全体の調整を担う指導者の育成を目的に研修している。

【対象】小・中・特別支援・高等学校の養護教諭又は教職員

【実施方法】オンライン研修

日 時	対 象	参加数
5月10日(金) 14:45～16:40	講話「若者の自殺予防について」 精神科医 野村 政彰 氏	220

② 学校における自殺予防研修

- ・各学校で年度内に実施した自殺予防研修の報告書を集約
- ・市立小、中、特別支援学校 169校で実施

(6) 関係機関との連携

① 福岡市自殺対策協議会

日 時	内 容
7月23日(火)	各団体の取組みの報告、今後の計画、意見交換

【委員構成】合計27名

医療関係者 8名、学識関係者 4名、労働関係者 3名、
地域関係者 1名、警察 1名、民間 2名、行政関係者 8名

② 福岡県・北九州市との連絡会議

日 時	内 容	参加数
8月27日(火) 10:30～12:00	自殺対策事業に関する情報交換	15 (オンライン10)

5 相談事業

平成27年度から専門相談に特化し、アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症、ひきこもり、発達障がい、性的マイノリティの電話相談、及びアルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症、ひきこもりの専門医師による面接相談を行っている。

(1) 専門医師による面接相談（要予約）

アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症 相談日時 第1・3火曜日、第2・4木曜日 午後
ひきこもり 相談日時 月1回の金曜日 午前

(2) 専門電話相談

アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症、ひきこもり 火・木曜日 10:00～13:00
R6.12より火・木曜日、第1・3水曜日
発達障がい、性的マイノリティの方のメンタルヘルス 第1・3水曜日 10:00～13:00

【総 括】

	種別	専門相談								その他
		依存症					ひきこもり	発達障がい	性的マイノリティ	
		アルコール	薬物	ギャンブル	その他	小計				
面接	102	37	19	16	6	78	17	2	0	5
電話	582	112	53	102	75	342	53	27	5	155
計	684	149	72	118	81	420	70	29	5	160

※面接相談の件数には当センター職員による相談も含む。

【相談者の状況】（1件の相談に関し、全ての相談者を含む）

◎本人との続柄

	続柄	本人	配偶者	親	子ども	きょうだい	その他の親族	知人	その他
面接	121	42	13	45	7	6	4	3	1
電話	589	195	64	179	21	44	25	8	53
計	710	237	77	224	28	50	29	11	54

◎性別・年齢別

	年齢	～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～	不明
男	263	0	18	30	30	34	25	19	107
女	431	0	6	25	49	63	37	64	187
不明	16	1	1	0	0	0	0	0	14
計	710	1	25	55	79	97	62	83	308

◎相談時間

	時間	～14分	15～29分	30～59分	60分～
電話件数	582	273	198	102	9

6 人材育成

精神保健福祉業務に従事する職員等の技術水準の向上を図るため、日常の相談業務等に必要な基礎知識、専門知識等の習得を図る各種研修会を実施している。

(1) 研修会

① 精神保健福祉従事者研修

【対象】 精神障がい者支援・相談に従事する行政職員、市内精神科病院・診療所、障がい福祉サービス事業所、地域活動支援センター等

月 日	内 容	参加数
1 月 17 日 ～ 2 月 17 日	講話「精神疾患の理解について」 精神保健福祉センター医師 講話「精神障がい者のリカバリーについて ～ピアスタッフの体験から～」 日本ピアスタッフ協会 リカバリーセンターふくおか	【申込み】 161 【視聴回数】 378 回 (精神科医師 講話) 267 回 (ピア講話)

② 精神保健福祉関係者等うつ病対応力向上研修(福岡市薬剤師会委託事業)

(4 (2) ②を参照)

③ 依存症支援者研修 (3 (3)を参照)

(2) 学生実習の受け入れ

学校名	日 程	内 容	人数
福岡女学院看護大学 保健師選択コース	6 月 26 日(水)	精神保健福祉センターの概要 自殺対策・普及啓発・依存症対策 ひきこもり対策の事業について	4
福岡女学院大学大学 院臨床心理学専攻 大学院生	8 月 8 日(木)	精神保健福祉センターの働きと役割 現場の心理職の役割と職務内容 精神保健福祉センター臨床心理士	16

7 普及啓発事業

精神障がいについての正しい理解を進めるために、啓発交流事業や講演会、家族教室などを開催し、一般市民への普及啓発を行っている。

(1) 精神保健福祉啓発交流事業

広く市民へ精神障がいについての正しい理解を促すこと、また、精神障がい者の社会参加や表現の機会をつくることを目的に実行委員会形式で実施している。

① 精神保健福祉啓発交流事業実行委員会総会 【場所】 あいれふ

日 時	実行委員会	参加数
7 月 16 日 15:30～16:00	ハートメディア実行委員会	10
	ピアサポート講座実行委員会	6

② 第 23 回 ハートメディア ～共に奏でる個性のハーモニー

広く市民へ精神障がいについての理解を促すこと、また、当事者の表現の機会をつくることを目的に平成 13 年度から開催している。

【主催】精神保健福祉啓発交流事業「ハートメディア」実行委員会

【対象】市民や当事者、家族、支援者

【場所】なみきスクエア

日 時		内 容	来場者数
1 月 25 日 (土)	13:00～15:00 な みきホール	市民講演会 「幸せを感じ続ける人生にする方法」 講師：精神科医 kagshun（加賀谷隼輔）氏	160
	11:00～16:00 ホール前	ふれあいバザー 12 施設参加	614
	9:00～16:00 ひまわりひろば	こころで創る作品展 精神障がい者の絵画や手芸、メッセージなどの作品 展示 病院協会（21 病院・156 作品）、 I 型地活、障がい福祉サービス事業所等（16 施設・74 作品） 個人（1 作品） 「来場者共同作品ブース」 折り紙やスタンプ、シール等を利用して、作品 作り（ハートの木）が体験できるコーナー	出展 231 作品 276 人
	11:00～12:30 ひまわりひろば	コンサート 歌や楽器の演奏	出演 9 組 100 人
実行委員会		5/29、6/27、7/16、9/20、10/23、11/25、12/20、2/20、3/19	

令和 6 年度「ハートメディア」実行委員会

- ・（一社）福岡県精神科病院協会 OT・PT 会福岡ブロック・（公社）福岡県作業療法協会
- ・（一社）福岡市精神保健福祉協議会
- ・地域活動支援センター I 型：「ピアひがし」「サンサンはかた」「そよかぜのまち」
「心の春希望」「リプル」「ぷらっと」「あすなろ」
- ・福岡市精神保健福祉センター

③ 第 25 回 こころの病のピアサポート講座

精神障がい者等を対象に、同じ体験をもつ仲間がお互いに支え合っていくための講座で、当事者を中心とした実行委員会にて内容を検討して開催している。

【主催】精神保健福祉啓発交流事業「ピアサポート講座」実行委員会

【対象】当事者、関心のある方

【場所】あいれふ、舞鶴庁舎

日 時	内 容	参加数
9 月 19 日 (木) 13:30～16:30	講演「ピアのつながりと居場所について」 精神保健福祉士 馬渡 春彦 氏 吉岡 実行委員 グループピアカウンセリング＜オープン・クローズ＞	26
10 月 8 日 (火) 13:30～16:30	講演「ヤングケアラーと精神的虐待 ～私のコンチクショウ人生～」 川原田 実行委員 グループピアカウンセリング＜オープン・クローズ＞	21
11 月 1 日 (金) 13:30～16:30	ぜんぶ グループピアカウンセリング	21
計 3 回		68

実行委員会	4/16、5/21、6/18、7/16、8/20、11/19、1/21	7 回
おしゃべり会	「ピアサポート講座」参加者を対象にした交流座談会 5/28、7/30、12/3、2/25	4 回

(2) 心の健康づくり等の市民講演会

- ① ひきこもり市民講演会 (2 (2) を参照)
- ② 依存症市民講演会 (3 (2) ① を参照)
- ③ 身近な自殺問題 ～福岡市フォーラム 2024～ (4 (2) ③ を参照)
- ④ メンタルヘルス対策セミナー (4 (2) ④ を参照)

(3) 家族支援等に関する教室

- ① ひきこもり家族教室 (2 (1) ① を参照)
- ② 依存問題(アルコール・薬物等)で悩む家族のための教室 (3 (1) ① を参照)
- ③ ギャンブル依存問題を抱える家族のための会 (3 (1) ① を参照)

8 組織育成

家族会、患者会などの組織の育成に努めるとともに、その組織の活動に協力するなど各種組織の活動を支援している。

(1) リメンバー福岡 自死遺族の集い（４（４）②を参照）

(2) 当事者団体等への支援

① アディクション関連団体

名 称	月 日	内 容
アディクション フォーラム ※さまざまな依存症と回復について、講演、体験談、モデルミーティングをとおして理解を深めるイベント	4 月 8 日（月）	実行委員会
	5 月 13 日（月）	
	6 月 10 日（月）	
	11 月 11 日（月）	
	12 月 1 日（日）	第 30 回福岡アディクションフォーラム

9 精神障がい者支援体制の構築推進事業

(1) 精神障がいに対応した地域包括ケアシステム検討部会

事務局：（主管課）精神保健・難病対策課、
精神保健福祉センター、障がい者支援課

【検討内容】

- ・精神障がいにも対応した包括ケアシステムの構築に関する事項
- ・入院中の精神障がい者の地域移行に関する事項
支援体制の検討・住まいの確保・ピアサポートの活用・地域移行関係職員への研修等
- ・措置入院者の退院後の医療等の継続支援に関する事項
- ・その他、にも包括ケアシステム構築のために必要な事項

	月 日	内 容
部会	11 月 18 日（月）	にも包括の重点目標に係る今後の具体的な取り組みについて検討
部会	3 月 10 日（月）	市の現状と課題の整理、市・区との連携体制等について協議

10 関係機関との会議

会 議 名	主催・事務局	出席回数
福岡市保健福祉審議会総会	福祉局総務企画部政策推進課	1
福岡市障がい者等地域生活支援協議会	福祉局障がい者支援課	2
福岡市発達障がい者支援地域協議会	こども未来局子育て支援部 こども発達支援課	1
地域活動支援センターⅠ型センター長 会議	福祉局障がい福祉課	1
福岡コージネット支援連絡会	福岡市心身障がい者福祉センター	1
障害者就業・生活支援センター野の花 業務連絡会議	障害者就業・生活支援センター 野の花	1
福岡市精神科医会理事会	福岡市医師会	1
福岡県自殺対策推進協議会	福岡県保健医療部健康増進課	1
福岡県ギャンブル等依存症対策推進 計画策定委員会	福岡県保健医療部健康増進課	3
福岡県てんかん治療医療協議会委員会	福岡県保健医療部健康増進課	1
福岡県摂食障害対策推進協議会	福岡県保健医療部健康増進課	1
全国精神保健福祉センター長会 定期総会	全国精神保健福祉センター長会	1
全国精神保健福祉センター長会 大都市部会	全国精神保健福祉センター長会	2
全国精神保健福祉センター研究協議会	全国精神保健福祉センター長会	—
九州ブロック精神保健福祉センター所 長会	九州ブロック精神保健福祉センター 所長会	1
全国精神医療審査会長・精神保健福祉 センター所長会議	厚生労働省障害保健福祉部精神・ 障害保健課	1

11 精神医療審査結果

(1) 精神医療審査会

精神障がい者の人権に配慮しつつ、その適正な医療及び保護を確保するため中立公正な審査を行う専門的かつ独立的な機関

〈構成〉 精神障がい者の医療に関する学識経験者 2～3 名、精神障がい者の保健又は福祉に関する学識経験者 1 名、法律に関する学識経験者 1～2 名で合議体を構成
令和 6 年度から 4 合議体

〈審査内容〉 ①書類審査：医療保護入院者の入院届、医療保護入院者の入院期間更新届、措置入院に関する診断書、措置入院者の定期病状報告書

②入院中の者又はその家族等からの退院請求及び処遇改善請求

〈開催日〉 月 4 回 木曜日

(2) 審査件数

開催回数	退院請求	処遇改善請求	医療保護入院者の入院届	医療保護入院者の入院期間更新届	措置入院に関する診断書	措置入院者の定期病状報告書
42	60	16	2,420	842	88	39

※審査書類件数 3,389 件

(医療保護入院者の入院届、医療保護入院者の入院期間更新届、措置入院に関する診断書、措置入院者の定期病状報告書)

※病院へ訪問し現地意見聴取を行った件数 44 件

(3) 退院・処遇改善審査結果

退 院 請 求	令和 5 年 度 持 ち 越 し 分			4	
	令和 6 年 度 請 求 件 数			58	
	結 果	審 査	現在の入院形態での入院が適当	44	
			他の入院形態への移行が適当	3	
			入 院 継 続 は 適 当 で な い	0	
	果	請 求 が 取 り 下 げ ら れ た も の			4
		既 に 退 院 し た も の			8
		次 年 度 へ 審 査 を 継 続 し た も の			3
処 遇 改 善 請 求	令和 5 年 度 持 ち 越 し 分			0	
	令和 6 年 度 請 求 件 数			3	
	結 果	審 査	現 在 の 処 遇 は 適 当	3	
			現 在 の 処 遇 は 適 当 で な い	0	
			請 求 が 取 り 下 げ ら れ た も の	0	
	果	既 に 退 院 し た も の			0
		次 年 度 へ 審 査 を 継 続 し た も の			0
		退 院 ・ 処 遇 改 善 同 時 請 求	令和 5 年 度 持 ち 越 し 分		
令和 6 年 度 請 求 件 数			14		
結 果	審 査		現 在 の 入 院 ・ 処 遇 は 適 当	13	
			現 在 の 入 院 ・ 処 遇 は 適 当 で な い	0	
			請 求 が 取 り 下 げ ら れ た も の	1	
果	既 に 退 院 し た も の			0	
	次 年 度 へ 審 査 を 継 続 し た も の			0	

(4) 定期報告等審査結果

医療保護入院者の入院届	審 査 件 数		2,420
	審査結果	現在の入院形態での入院が適当	2,398
		他の入院形態への移行が適当	0
		入 院 継 続 は 適 当 で な い	0
		次 年 度 へ 審 査 を 継 続 し た も の	22
医療保護入院期間更新届	審 査 件 数		842
	審査結果	現在の入院形態での入院が適当	823
		他の入院形態への移行が適当	0
		入 院 継 続 は 適 当 で な い	0
		次 年 度 へ 審 査 を 継 続 し た も の	19
措置入院に関する診断書	審 査 件 数		88
	審査結果	現在の入院形態での入院が適当	88
		他の入院形態への移行が適当	0
		入 院 継 続 は 適 当 で な い	0
		次 年 度 へ 審 査 を 継 続 し た も の	0
措置入院者の定期病状報告書	審 査 件 数		39
	審査結果	現在の入院形態での入院が適当	39
		他の入院形態への移行が適当	0
		入 院 継 続 は 適 当 で な い	0
		次 年 度 へ 審 査 を 継 続 し た も の	0
審 査 件 数 合 計			3,389

12 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定

(1) 認定審査委員会

開催日 : 月2回 第2・4水曜日

(2) 自立支援医療（精神通院医療）

令和7年3月末現在

	計	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区
承認	36,251	7,683	5,653	3,795	6,426	3,145	4,894	4,655
不承認	24	2	4	4	10	0	3	1
保留	345	74	49	27	60	22	54	59
計	36,620	7,759	5,706	3,826	6,496	3,167	4,951	4,715
所持者数	35,355	7,489	5,425	3,695	6,181	3,148	4,842	4,575

※ 承認件数には、市外からの転入申請分を含む。

(3) 精神障害者保健福祉手帳

令和7年3月末現在

	計	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区
承認	1級	510	98	70	34	124	40	71
	2級	7,761	1,626	1,220	747	1,381	734	1,099
	3級	5,904	1,233	945	638	941	516	872
	計	14,175	2,957	2,235	1,419	2,446	1,290	2,042
不承認	44	8	7	2	7	6	6	8
保留	285	67	40	31	47	24	45	31
計	14,504	3,032	2,282	1,452	2,500	1,320	2,093	1,825
所持者数	1級	959	173	117	78	240	89	136
	2級	13,326	2,909	2,017	1,292	2,416	1,263	1,802
	3級	10,752	2,336	1,680	1,173	1,675	988	1,501
	計	25,037	5,418	3,814	2,543	4,331	2,340	3,439

※ 承認・不承認・保留件数については、令和6年4月1日～令和7年3月31日までの累計。

※ 承認・不承認件数については、市外からの転入及び年金証書での申請分を含む。

13 調査研究事業

福岡市精神保健福祉センターにおける専門相談事業の内訳

1 はじめに

平成 27 年度より当センターでは、従来のこころの健康相談事業を終了し、福岡市民の方に対し依存症やひきこもり等に関する専門相談を行っている。相談は電話および面談で受け付けており、面談に関しては依存症やひきこもりに関する専門的な知識を持つ医師による面接も適宜行っている。専門相談事業を開始して令和 6 年度で、丁度 10 年の節目となる。この 10 年間に於ける、当センターに寄せられた専門相談の内訳について検討を行う。

2 専門相談

(1) 専門電話相談

① 依存症・ひきこもり

相談日：火・木曜日 10:00～13:00

→令和 6 年 12 月 1 日より火・木曜日、第 1・3 水曜日 10:00～13:00

対応職種：精神科医師、臨床心理士、精神保健福祉士など

② 発達障がい・性的マイノリティ

相談日：第 1・第 3 水曜日 10:00～13:00

対応職種：精神科医師、臨床心理士、精神保健福祉士など

(2) 専門医面接相談

① 依存症専門医師による面接相談

相談日：第 2 木曜日 午後/第 4 火・水・木曜日 午後

② ひきこもり専門医師による面接相談

相談日：第 1 金曜日 午前

(3) その他の電話・面接相談

随時

3 相談実績（平成 27 年度～令和 6 年度）

令和 6 年度の相談実績としては、依存症に関する相談が 420 件（うち電話相談 342 件、面接相談 78 件、以下同様）、ひきこもりに関する相談が 70 件（53 件、17 件）、発達障がいに関する相談が 29 件（27 件、2 件）、性的マイノリティに関する相談が 5 件（5 件、0 件）であった（図 1）。また 10 年分の相談内容別相談件数の推移を示す（図 2）。専門相談を開始した初年度（平成 27 年度）の相談は大半が非専門的内容であったが、以後は徐々に非専門的な内容の相談件数は減少し、現在は専門的な内容の相談が大半を占めるようになっている。その中でも、ひきこもりに関する相談は当初 150～200 件程度の相談件数であったものが徐々に減少し、ここ数年は 100 件程度とおよそ 3 分の 2 から半分程度まで減少している。また発達障がいに関する相談も年間 60 件程度から始まって、ここ数年は 30 件程度と半減している。性同一性障がいに関する相談は母数が少ないため安定したデータではないが、この 10 年間は概ね 5～10 件程度で推移している。対して、依存症関連の相談は初年度こそ少ないものの、年間 500 件程度に始まり、ここ数年も 400 件前後という高い水準で推移し

ている。

以上の結果を踏まえ、専門相談の大半を占める依存症関連の相談についてより詳細に述べる。

各種依存症相談において、例年アルコール依存症の相談が全体の 35-45%程度を占め、最も多かった。薬物依存の相談は元々30%程度であったが年々その占める割合は減少し、近年は 15%程度と半減していた。ギャンブル依存症は 20-25%程度で概ね横ばいであったが、令和 6 年は 29%と上昇していた。ネット・ゲーム依存は漸増傾向にあり、令和 6 年度は約 10%を占めるに至っていた。買い物依存は 2-2.5%程度で横ばいであったが、令和 6 年度は 4%を占めていた。それぞれの依存症に関する相談について、対象者の年齢別推移と相談者の属性についてまとめたものを図 4~7 に示す。なお、買い物依存に関してはサンプル数が少ないため以降の分析からは除外する。

アルコール依存症を含むすべての依存症に共通する特徴が、令和 2 年における相談件数の減少である。年間 200 件近かったアルコール依存症に関する相談は、令和 2 年に 150 件を下回り、令和 3-5 年は約 170 件前後で推移した後、令和 6 年には再び 150 件を割り込んだ（アルコール依存症に関しては令和元年より減少傾向があるが意義は不明）。対象者の年齢別に相談件数を見ると、40 代の対象者が平均 $19.2\% \pm 6.5$ と最大多数を占め、次いで 50 代（平均 $18.3\% \pm 3.2$ ）、70・60・30 代（それぞれ $13.5\% \pm 5.1$ 、 $12.6\% \pm 3.2$ 、 $11.5\% \pm 3.9$ ）であった。近年（コロナ以後）の特徴としては、若年層の対象者の増加が挙げられる。コロナ以前は 20 代の対象者は漸減傾向であったが、コロナ以後は再度増加に転じ、令和 6 年には初めて 10 代の対象者まで出現した。

相談者の属性を見ると、配偶者からの相談が最も多く（平均 $28.1\% \pm 9.4$ ）、次いで本人（平均 $19.1\% \pm 7.8$ ）または親（平均 $16.0\% \pm 4.7$ ）、子ども（平均 $13.4\% \pm 4.0$ ）からのものが多く、これらで相談全体の 70%以上を占め、この傾向は 10 年間を通じて概ね一貫していた。

薬物依存症に関しては、令和元年までは 150-200 件程度であった相談件数が令和 2 年を境に 50-100 件程度と半減し、その傾向は依然続いていた。対象者の年齢別に相談件数を見ると、コロナ禍以前は 20・30・40 代がそれぞれ 20-25%程度を占めており、30・40 代は横ばいの傾向であったが、20 代の対象者は年を追うごとに減少の傾向を示した。しかし令和 2 年を境に 30・40 代の対象者は減少に転じ、一方で 20 代の対象者は増加傾向となり、令和 6 年には 20 代の対象者が 29%と最大多数を占め、反対に 30・40 代は 10-15%と状況は逆転していた。

相談者の属性を見ると、本人（平均 $50.5\% \pm 11.2$ ）または親（平均 $29.1\% \pm 12.2$ ）からの相談が全体の概ね 80%を占め、この傾向は 10 年間を通じて概ね一貫していた。

ギャンブル等依存症に関しては、令和元年までは 100-120 件程度であった相談件数が令和 2 年、3 年こそ半減したもののその後は漸増し、令和 6 年にはコロナ禍と同程度の水準となった。対象者の年齢別に相談件数を見ると、30 代の対象者が最大多数（平均 $23.8\% \pm 8.6$ ）を占めており、次いで 40・20 代（それぞれ平均 $18.5\% \pm 7.0$ 、平均 $18.4\% \pm 8.1$ ）、50 代（平均 $9.1\% \pm 4.6$ ）と、30 代をピークとした分布が見られ、この傾向は 10 年間で概ね一貫していた。

相談者の属性を見ると、親（平均 $33.6\% \pm 5.0$ ）または本人（平均 $30.8\% \pm 4.9$ ）からの相談が多く、配偶者（平均 $15.4\% \pm 5.9$ ）からの相談も合わせて全体の約 80%を占め、この傾向は 10 年間を通じて概ね一貫していた。

ネット・ゲーム依存症に関しては、令和 2 年を除いてこの 10 年間漸増傾向にあり、対象者の年齢別に相談件数を見ると、年によってばらつきはあるものの 10 代の対象者が概ね 50%以上（年によっては 80%）を占めていた。また、相談者の属性は、親が概ね 70%以上、本人が概ね 10%程度という

傾向を認め、これらは10年間を通じて一貫していた。

4 結果のまとめと考察

この10年間の専門相談の経過を見ると、ひきこもりや発達障がいに関する相談は専門相談開始当初と比較しておよそ3分の2から半分程度まで減少している。内閣府の調査では人口に占めるひきこもり者は増加傾向にあると推定されており（2022年は推計約146万人と過去最多を更新）、同様に発達障がいを有する者も増加傾向にあると推定されている（2022年は推計87万人以上）。これらの推移と、相談件数の推移とは相反する。令和4年には若者総合相談センター ユースサポート hub が開設されるなど、当センター以外の相談支援体制が以前よりも整備され、また既存の相談支援拠点に関しても周知が進んだ可能性、相談窓口開設から一定期間が過ぎると多くの事例は適切な支援機関に繋がるのが想定されるため相談件数が落ち着いてきている可能性などが考えられるが、一方で、支援を必要とする方に当センターの事業の周知が適切に行われておらず、十分な支援ができていない可能性も考えられる。今後は他機関での相談状況や、当センターから紹介した事例のその後の支援状況を確認するなど、他機関との連携や情報共有をより積極的に行っていくことで、より適切な支援の在り方を模索していけると考えられる。

また、性同一性障がいに関する相談はこの10年間を通じて概ね5～10件程度で、大きな増減なく推移している。性同一性障がい・性的マイノリティの方の相談先は未だ十分に整備されているとはいえず、また、性的マイノリティの方は以前に比べてそのハードルは下がってきているとはいえ、未だ声を上げにくい状況にあるということも指摘されている。従って、公的機関として当センターが、決して大きくはないながら相談窓口を持ち続けていることには一定の需要と意義があると考えられる。

また「厚生労働省における依存症対策について」によると、平成30年から令和5年において依存症専門医療機関を受診した新規のアルコール依存症患者は50代が約26.6%、40代が約23.6%と多くを占め、次いで60・70・30代（それぞれ約18.8%、14.8%、12.3%）という分布であった。またコロナ以降、20代の患者が3.3%→4.5%（令和2年～令和5年）と増加傾向にあった。以上の特徴は当センターの相談に占める各年齢層の割合とおおむね一致していた。

同様に、依存症専門医療機関を受診した新規の薬物依存症患者は40代が約27.7%、30代が約25.7%を占め、次いで20・50代（それぞれ約18.8%、15.6%）という30-40代をピークとする凸型の分布であった。またコロナ以降、20代の患者が増加傾向にある反面、30-40代の患者は減少傾向となっており、薬物依存症者の若年化が示唆された。以上の特徴も当センターの相談に占める各年齢層の割合とおおむね同様であった。

更に、依存症専門医療機関を受診した新規のギャンブル等依存症患者は30代が約38.2%と最大多数を占め、次いで20・40代（それぞれ約22.5%、22.1%）と30代から離れるにつれて減少傾向となり、30代をピークとする凸型の分布であった。以上の特徴もまた当センターの相談に占める各年齢層の割合とおおむね一致していた。

ネット・ゲーム依存症に関しては、幅広い年齢層に関してその推移を追跡した公的な報告はなく、比較はできなかった。また同様に、上記各種依存症患者数の推移に関しては平成30年以降のデータしか公表されておらず、コロナ禍前後での比較はできなかった。

以上のデータをまとめると、アルコール、薬物ともに対象者（患者）の低年齢化の進行が示唆さ

れ、また、ギャンブル依存症に関しては依然若年層の増加は顕著ではないもののその代わりにネット・ゲーム依存が10代を中心に顕著に増加しており、依存症全体を見渡すと、低年齢化が随所に見られていると考えられる。その原因に関しては、社会構造の変化といった背景や、これまでは依存物質が身近になかった年齢層への波及など様々な要因が考えられるため、引き続き検討を重ねていく必要がある。少なくとも当センターにおける相談件数の面からは、コロナ禍とともに相談件数が一旦減少したのは、外にアルコールや薬物を買に行ったり、パチンコに出掛けたりといったことを自粛するようになったことが影響していると考えられ、更にその後の相談件数の回復は急速に発展したインターネット通販等、市場のオンライン化の影響が否定できない。つまり、よりインターネットへの親和性の高い若年層の、これまでなかなか触れ得なかった依存性物質や嗜癖行動への接触が増えたことが一因となっている可能性は、検討に値すると考えられる。

相談者の属性を見ると、概ね本人や親からの相談が大半を占めていたが、アルコール依存症に関してはそれ以上に配偶者からの相談が多く、子どもからの相談も一定の割合を占めていた。これを家族関係を軸に見ると、飲酒に関しては違法性がないことなどから家族関係を完全に破壊することが少ない、あるいは元々家族関係を持てないほど孤独な人が薬物やギャンブルに依存しやすい、という両面から仮説を立てることが可能である。このことについても病前性格や生育環境含め、より詳細に検討を重ねていく必要があるだろう。

対して、ネット・ゲーム依存症に関しては、親からの相談が概ね70%以上、本人が概ね10%程度であったが、これは対象者のほとんどが未成年であることもあって、保護者による憂慮が相談の根底にあるものと推測される。

5 まとめ

10年間に渡る、精神保健福祉センターの専門相談について解析を行った。この10年間で、新型コロナウイルスの蔓延に付随する社会の変化や、依存症の多様化・低年齢化など、当事業は様々な影響にさらされてきた。その変化を振り返る中で次の10年への課題もおぼろげながら見えてきた部分もある。当センターに求められる役割とは何なのか、それを今後も常に考え続けていきたい。

図1：相談内容の内訳

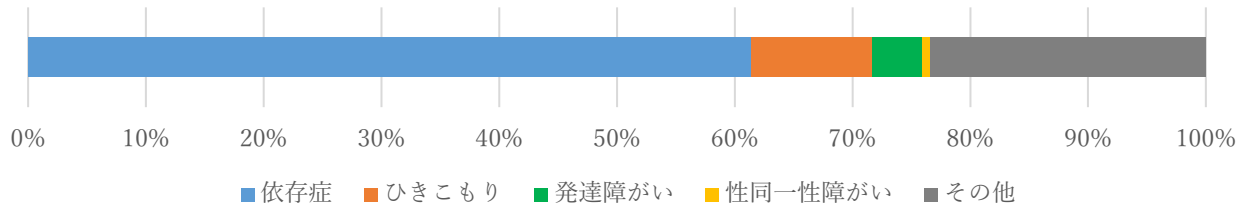


図2：相談内容別相談者数の推移

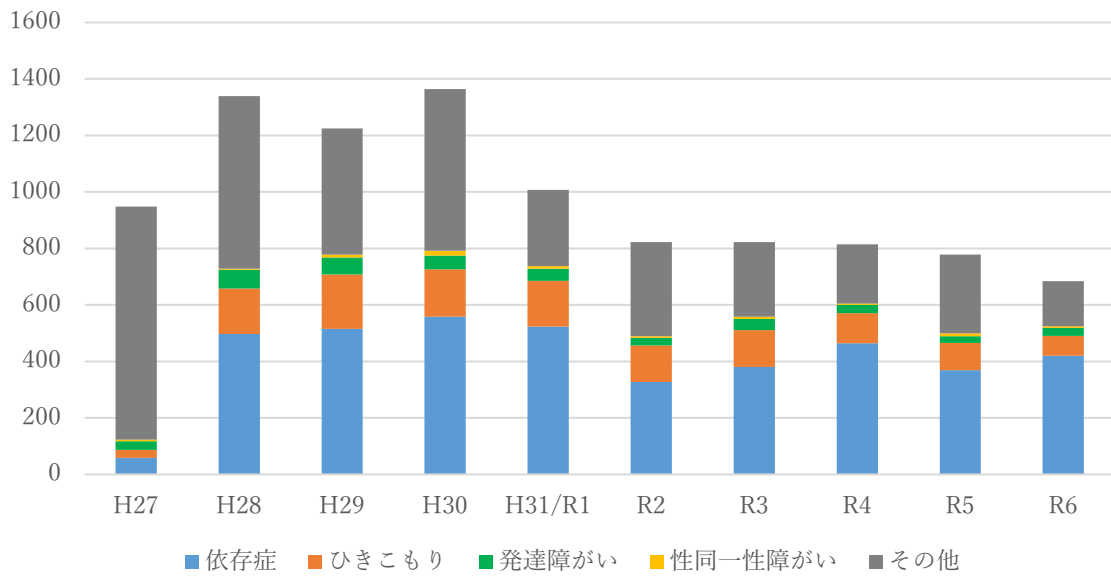


図3：依存症別相談内訳の推移

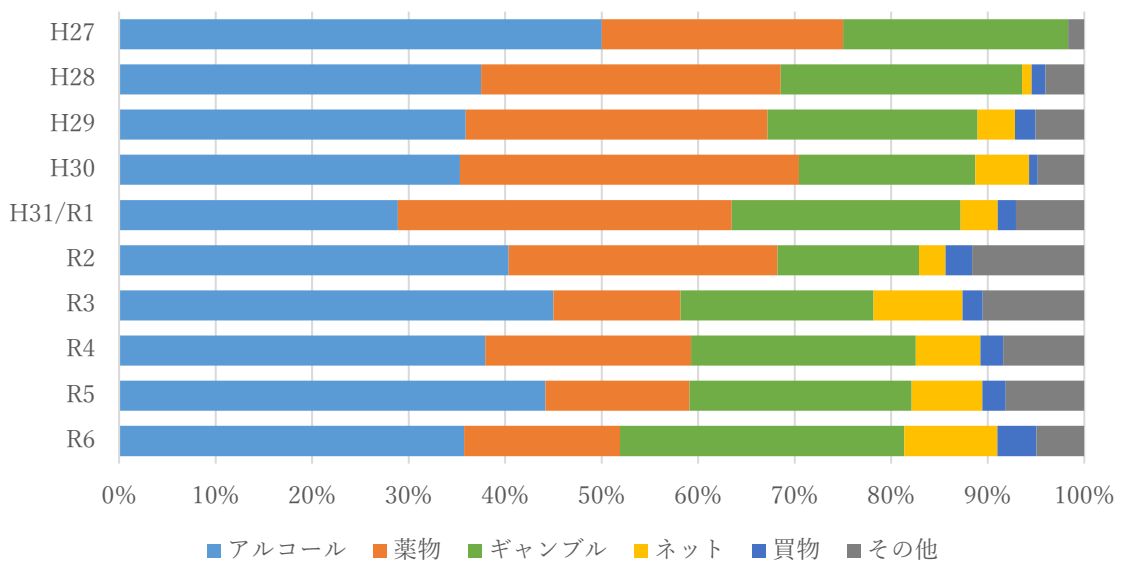


図4：アルコール依存症相談の年齢別対象者数の推移および相談者の属性

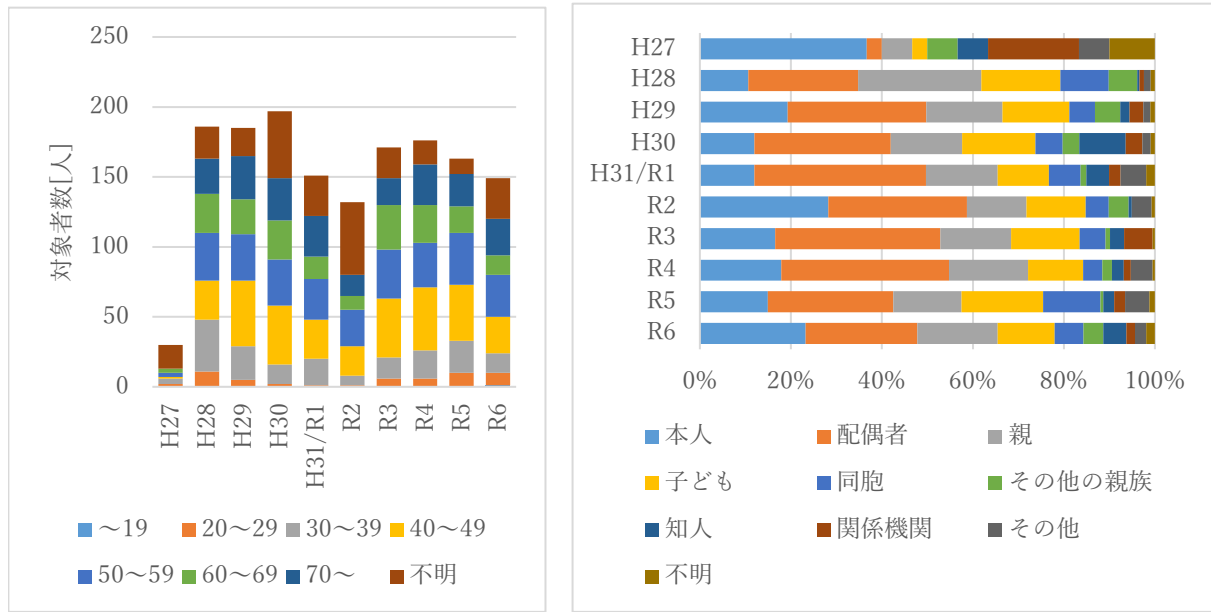


図5：薬物依存症相談の年齢別対象者数の推移および相談者の属性

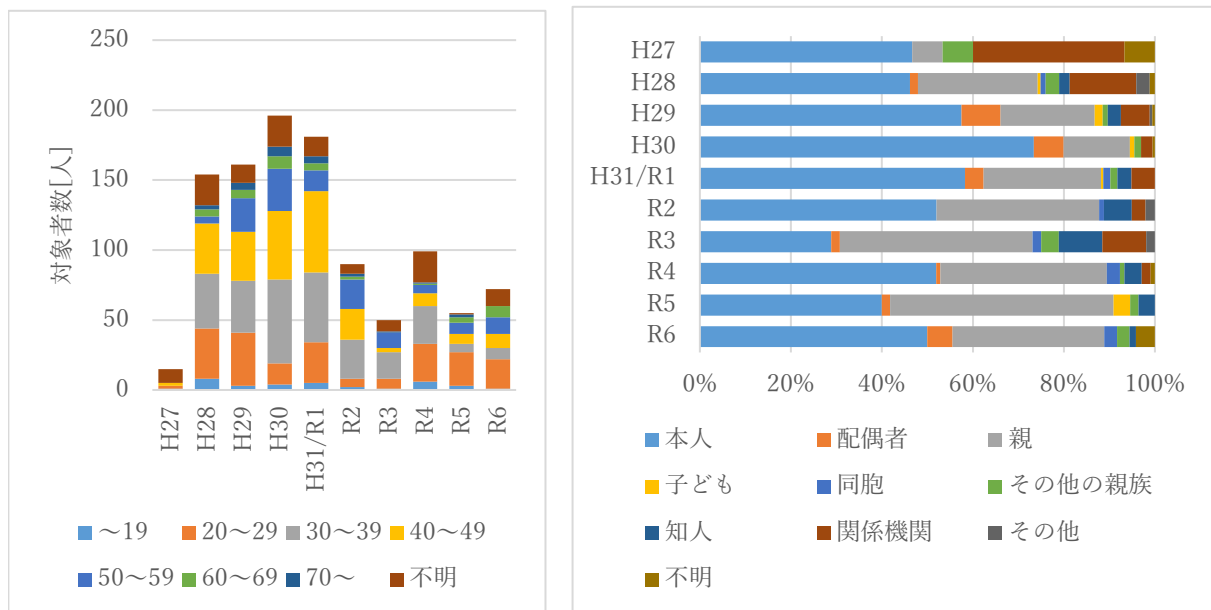


図6：ギャンブル等依存症相談の年齢別対象者数の推移および相談者の属性

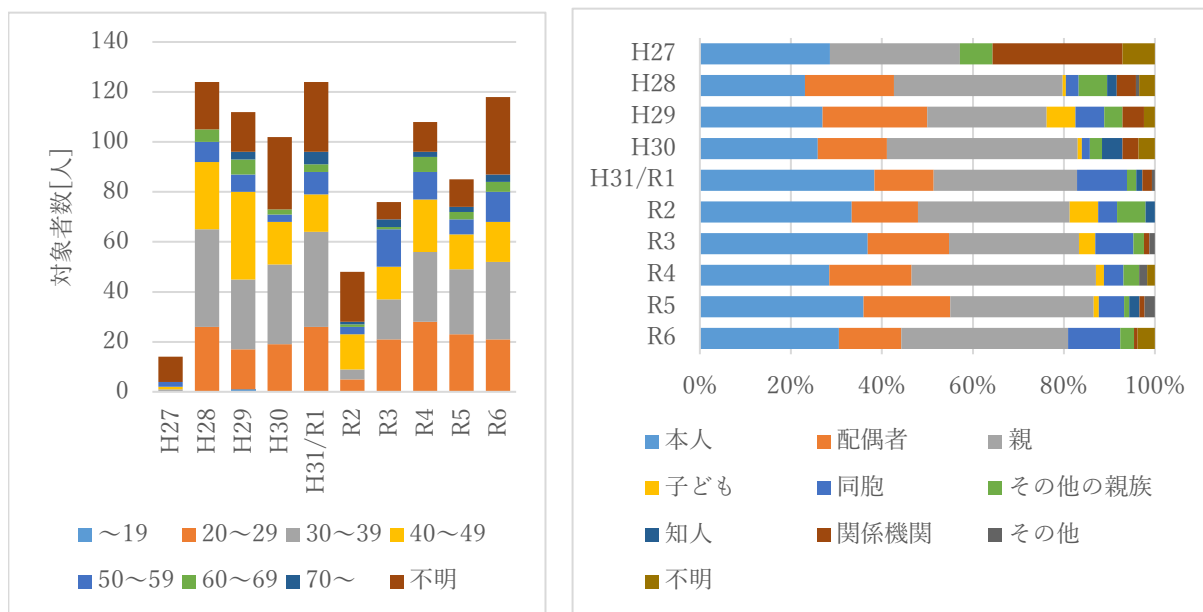
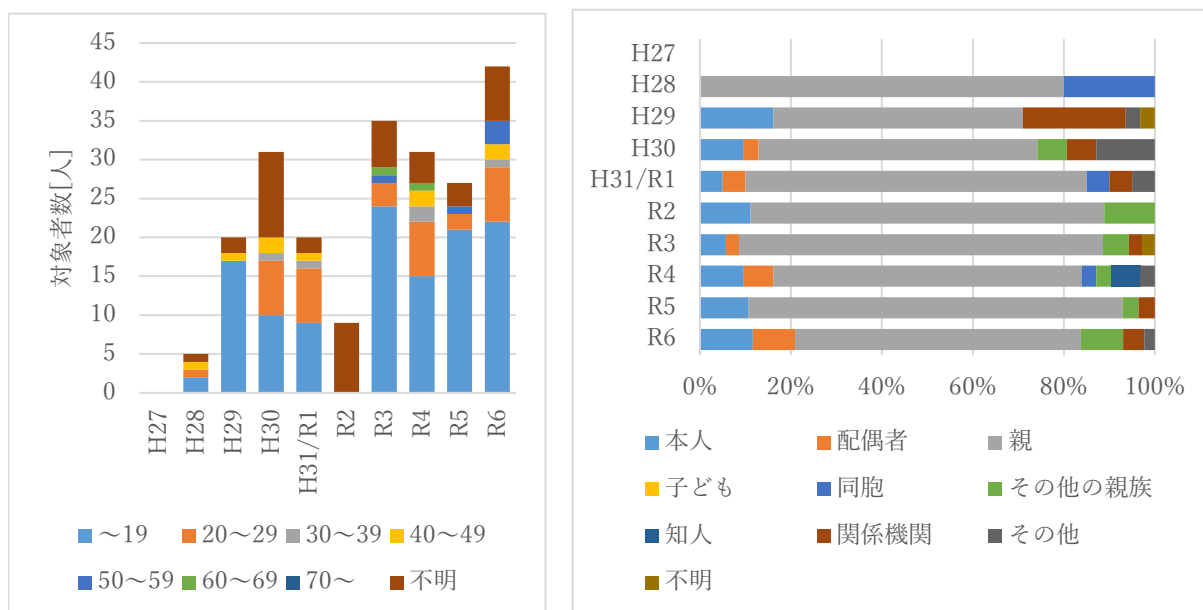


図7：ネット・ゲーム依存症相談の年齢別対象者数の推移および相談者の属性



Ⅲ 資 料

1 精神保健福祉センター運営要領

令和 5 年 11 月 27 日 障発 1127 第 8 号 各都道府県知事・

各指定都市市長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

1 地域精神保健福祉におけるセンターの役割

精神保健福祉センター（以下「センター」という。）は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、都道府県等及び指定都市（以下「都道府県等」という。）が設置する精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域の精神保健福祉における活動推進の中核的な機能を備えなければならない。

また、住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進、地域生活支援の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助等を行うものである。

さらに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号。以下「令和 4 年改正法」という。）により、法第 46 条において、都道府県及び市町村が実施する精神保健福祉に関する相談支援について、精神障害者のみならず精神保健に課題を抱える者も対象とされ、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨として、行わなければならないことが規定された。精神障害者等をより身近な地域できめ細かく支援していくためには、市町村が相談支援等の取組をこれまで以上に積極的に担っていくことが求められており、センターは市町村及び市町村を支援する保健所と協働し、精神障害者等のニーズや地域の課題を把握した上で、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制の構築に向け、本要領に示す各業務を総合的に推進する。

2 実施体制

（1）組織体制

組織は、原則として総務部門、地域精神保健福祉部門、教育研修部門、調査研究部門、精神保健福祉相談部門、精神医療審査会事務部門、精神障害者保健福祉手帳判定部門及び自立支援医療（精神通院医療）判定部門等をもって構成すること。

（2）職員の配置

ア 基本的考え方

令和 4 年改正法により、法第 46 条において、都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることが明確化され、それに伴い、センターの保健所及び市町村への支援強化の必要性が増している。

そのため、センターの職員に関して、専門職の十分な確保や人材育成及び資質向上の観点に留意し、精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとしての機能や市町村の相談支援体制構築のための援助遂行を果たすために十分な人数を配置すること。なお、十分な人数を配置した上で、業務に支障が生じない場合は、職務の共通するものについて他の相談機関等と兼務することも差し支えない。

イ 所長

センターの所長は、市町村の専門的なニーズに対応していくために、精神保健指定医等、精神保健福祉に関する職務を行うのに必要な知識及び技能を十分に有する医師をあてることが望ましい。

ウ 職員構成

センターの職員構成は、医師、保健師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、公認心理師、精神保健福祉相談員、その他のセンター業務実施に必要な職員等多職種で構成すること。

医師については、精神科の診療に十分な経験を有する者をあてること。

医師以外の職員についても、センターが都道府県等の本庁等の精神保健及び精神障害者の福祉に関する専門性を発揮できるよう、個々のキャリアパスや精神保健福祉に関する業務の経験等も十分考慮した上で配置すること。

3 業務

以下に示す業務は、いずれもセンターの業務と密接な関係にあり、センターが精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとしての立場で実施するものである。これらの業務については、都道府県等の本庁、保健所、市町村等必要な関係機関と日頃から連携し、精神障害者やその家族等の意見も考慮しながら進めていくものである。

(1) 企画立案

地域における精神保健医療福祉の包括的支援を推進するため、精神保健に関する地域課題の整理及び対応策の検討、精神障害者の地域生活支援の推進方策や、医療計画、健康増進計画、アルコール健康障害対策推進計画、再犯防止推進計画、ギャンブル等依存症対策推進基本計画、障害者基本計画、障害福祉計画、自殺対策計画等の地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等について、専門的な立場から、都道府県等の本庁と協働し、企画立案を行い、市町村や保健所をはじめとした関係機関に対しては意見を述べる等を行うこと。

(2) 技術支援

令和4年改正法による法第46条の規定新設の趣旨を踏まえ、市町村や市町村を支援する保健所への支援体制の強化が必要である。

センターは、包括的支援体制の確保のために、都道府県等の本庁、保健所、市町村、児童相談所、障害者就業・生活支援センター等関係機関に対し、本項の各業務に関して、地域の事情に応じた方法で協議の場への参画、研修、事例検討、個別スーパービジョン、同席での相談や同行訪問に加えて、意見提案、情報提供、対象機関の事業実施への支援、講師派遣等により、専門的立場から積極的な技術支援を行うこと。

(3) 人材育成

保健所、市町村、福祉事務所、児童相談所、障害福祉サービス事業所、その他の関係機関等で精神保健福祉業務に従事する職員に対して、都道府県等全体の施策に関することや、事例検討等を含む精神保健福祉の相談支援に係る専門的研修等を行い、人材の育成及び技術的水準の向上を図ること。

精神保健福祉相談員について、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第十二条第三号に規定する講習会の指定基準等について」（令和5年11月27日付障害保健福祉部長通知障発1127第10号）に基づく講習会を開催する場合は保健所及び管内市町村の参加を積極的に促すこと。

(4) 普及啓発

住民に対し、メンタルヘルス、精神疾患及び精神障害についての正しい知識、相談支援等の社会資源及び精神障害者の権利擁護等に関しての普及啓発を行うこと。普及啓発の実施の際には、精神障害者に対する差別や偏見をなくすため、「心のサポーター」の養成を行う等、態度や行動の変容につながることを意識すること。

また、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力及び援助を行うこと。

(5) 調査研究

地域の精神保健福祉における活動推進並びに精神障害者の地域生活支援の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究を行うとともに、センターは市町村の規模や資源によって住民への支援に差が生じないように、精神保健及び精神障害者の福祉等に関する統計やデータベース等を活用

及び分析し、企画立案に役立てること。また、その結果をもとに都道府県等の本庁、保健所、市町村等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供すること。

これらの調査研究等を通じ、精神保健福祉上の課題を抱える者のニーズや地域課題を把握した上で、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築していくこと。

(6) 精神保健福祉に関する相談支援

心の健康に関する相談や精神医療の新規受診や受診継続に関する相談、思春期・青年期・高齢期等のライフステージごとのメンタルヘルス及び精神疾患の課題、それらを背景とした自殺に関連する相談、家庭内暴力やひきこもりの相談、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症等精神保健福祉に関する相談支援のうち、専門性が高く、複雑又は困難なケースに対して、総合的技術センターとしての立場から適切な相談支援等を行うとともに、保健所、市町村及び関係機関等と連携し、相談支援を行うこと。

相談支援の実施方法は、電話、メール、面接、訪問等により行うものとし、相談者のニーズや状態に応じて、ピアサポーター等の活用も含め、適切に実施すること。

特に、自ら相談窓口で精神保健の相談をすることに心理的なハードルを感じる者や地域に潜在化している精神保健に関する課題を抱える者に対しては、地域の実情に応じた体制で多職種によるアウトリーチ支援を適切に実施すること。

なお、聴覚障害等のコミュニケーションを図ることに支障がある者からの精神保健に関する相談支援に対応する場合に適切に意思疎通を図ることができるよう、手話通訳者の配置等合理的な配慮をすること。

(7) 当事者団体等の育成及び支援

当事者団体や家族会等について、都道府県等単位での活動を把握し、支援することに努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での活動に協力する。さらに、都道府県内の保健所、市町村等に対して、当事者、ピアサポーター等の活用を促進すること。

(8) 精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会は、精神障害者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を確保するために、精神科病院に入院している精神障害者の処遇等について専門的かつ独立的な機関として審査を行うために設置された機関である。センターに配置されている精神保健福祉の専門職員を活用し、精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の審査に関する事務を行うこと。また、法第 38 条の 4 の規定による退院等の請求等の受付についても、精神保健福祉センターで行う等、審査の客観性、独立性を確保できる体制を整えること。

なお、退院等の請求方法は書面を原則としているが、当該患者が口頭(電話を含む。)による請求の受理を求めるときはそれを認めるものとしていることに留意すること。また、退院等の請求や相談に応じた際に、請求には至らないが、第三者による支援が必要と考えられる者に対し、法第 35 条の 2 の規定による入院者訪問支援事業を都道府県等が実施している場合においては、本事業を紹介すること。

さらに、精神医療審査会の事務を行う上で、法律に関し学識を有する者からの助言を得られる体制を整えることが望ましい。

(9) 精神障害保健福祉手帳の判定及び自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定

法第 45 条第 1 項の規定に基づき申請された精神障害者保健福祉手帳の交付の可否及び障害等級の判定業務及び障害者総合支援法第 52 条第 1 項の規定による自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を専門的な機関として行うこと。

(10) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に係る業務

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成 15 年法律第 110 号)による地域社会における処遇については、保護観察所長が定める処遇の実施計画に基づき、地域精神

保健福祉業務の一環として実施されるものであり、センターにおいても保護観察所等関係機関相互の連携により必要な対応を行うこと。

(11) 災害等における精神保健上の課題に関する相談支援

災害・事故・事件等に関連して生じた、住民の精神保健上の課題に対する相談支援について、医療機関、保健所、市町村等の関係機関と連携し、中核的役割を担うこと。

(12) 診療や障害者福祉サービス等に関する機能

地域における診療、デイケア及び障害福祉サービス等の機能を確認し、必要に応じ、地域で提供されていない機能を提供すること。ただし、精神医療審査会事務並びに精神障害者保健福祉手帳の判定及び自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定を行うことから、その判定等が公正に行われるよう、透明性及び公平性の確保に配慮すること。

(13) その他

本運営要領に定めるもののほか、地域の実情に応じ、必要な業務を行うこと。

2 福岡市精神保健福祉センター条例

(平成 12 年 10 月 2 日条例第 65 号)

(設置)

第 1 条 市民の精神保健の向上及び精神障がい者の福祉の増進を図るため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 6 条第 1 項の規定に基づき、福岡市精神保健福祉センター(以下「センター」という。)を福岡市中央区舞鶴二丁目に設置する。

(業務)

第 2 条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 精神保健及び精神障がい者の福祉に関する知識の普及及び調査研究に関すること。
- (2) 精神保健及び精神障がい者の福祉に関する相談及び指導並びに診療に関すること。
- (3) 精神障がい者の社会復帰の支援に関すること。
- (4) 福岡市精神医療審査会に関すること。
- (5) 法第 45 条第 1 項の申請に対する決定に関すること。
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 22 条第 2 項の規定により、同条第 1 項に規定する支給要否決定に関し意見を述べること。
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 52 条第 1 項に規定する支給認定(精神障がい者に係るものに限る。)に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要なこと。

(使用料)

第 3 条 センターにおいて診療を受ける者からは、使用料を徴収する。

2 前項の使用料の額は、平成 20 年厚生労働省告示第 59 号(診療報酬の算定方法)の別表第 1 医科診療報酬点数表を用い、同告示第 2 号及び第 4 号の規定により算定した額とする。

(手数料)

第 4 条 診断書及びこれに類する文書等の交付を受ける者からは、1 通につき 3,050 円以内で規則で定める額の手数料を徴収する。

(使用料等の減免)

第 5 条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料又は手数料を減免することができる。

(使用料等の徴収時期)

第 6 条 使用料及び手数料は、その都度徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 この条例は、平成 12 年 11 月 1 日から施行する。

(以下省略)

3 福岡市精神保健福祉センター条例施行規則

(平成 12 年 10 月 30 日 規則第 149 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、福岡市精神保健福祉センター条例(平成 12 年福岡市条例第 65 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第 2 条 福岡市精神保健福祉センターの休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(手数料の額)

第 3 条 条例第 4 条に規定する手数料の額は、1 通につき別表に定める額とする。

(使用料等の減免手続き)

第 4 条 条例第 5 条の規定により使用料又は手数料の減免を受けようとする者は、使用料等減免申請書(別記様式)により市長に申請しなければならない。

(規定外の事項)

第 5 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 この規則は、平成 12 年 11 月 1 日から施行する。

(以下省略)

別 表

福岡市精神保健福祉センター条例施行規則の別表に定める手数料の額

種 別		金 額
普通診断書及びこれに類する文書		1,520 円
特別診断書等(既往症、経過、現症又は診断結果を詳細に記載する文書)	恩給、年金、生命保険金等の受給に要する診断書	3,050 円
	身体障がい者に関する診断書	2,540 円
	その他	3,050 円
証明書	医療費領収金額等の証明書	1,010 円
	その他	1,520 円

福岡市精神保健福祉センター所報

令和 6 年度

令和 8 年 2 月発行

発行者 福岡市精神保健福祉センター

〒810-0073

福岡市中央区舞鶴 2 丁目 5-1 あいれふ 3 階

代表電話 (092) 737-8825

相談電話 (092) 737-8829

F A X (092) 737-8827

メールアドレス : seishinhoken.PHB@city.fukuoka.lg.jp

ホームページ : <https://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/seishinhoken/life/seishinhoken-center/>